

## 平成 21 年度補正予算の適正な執行を求める意見書

新政権において、平成 21 年度補正予算の執行を停止し、不要と判断した事業は廃止する方針を示しています。

同補正予算は現下の経済危機において、景気の底割れを防ぎ、国民生活の安心を確保し、未来の成長につなげるために、事業費で 57 兆円、財政出動で 15 兆円となる過去最大の「経済危機対策」を執行するためのものです。

各地方自治体では、補正予算に計上された「地域活性化・公共投資臨時交付金」(1兆3,790億円)、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」(1兆円)などを織り込んだ経済対策のための予算が編成され、議会の議決を経て、執行段階に入っているところです。このようなタイミングでの補正予算の執行停止方針に、各自治体には戸惑いと不安が広がっています。

補正予算の執行が停止される事態になれば、各自治体における経済対策の財源に欠陥が生じ、事業が中止に追い込まれるなど、大混乱に陥ることは目に見えています。経済対策の効果や対外経済環境の改善によって持ち直しの動きがみられる日本経済に深刻な打撃を与えるとともに、過去最悪の厳しい状況にある雇用情勢がいつそう悪化することが強く懸念されます。

前政権の政策を見直し、予算配分の力点を変える場合でも、各自治体が正当に執行してきた経済対策の財源に支障が生じないように配慮することは国会および政府が果たすべき最低限の責任です。

よって、国会および政府においては、各地方自治体の経済対策が円滑に実施されるよう、平成 21 年度補正予算の適正な執行を図られることを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 21 年 10 月 16 日

千代田区議会議長 桜井 ただし

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣                   あて

財務大臣

総務大臣

内閣官房長官